

## 改葬許可証

死亡者	本籍	兵庫県尼崎市東七松町1-23-1		
	住所	兵庫県尼崎市東七松町1-23-1		
	氏名	尼崎 花子	性別	女
死亡年月日		令和6年4月1日		
埋葬(土葬) 又は 火葬	年月日	令和6年4月3日		
	場所	尼崎市立弥生ヶ丘斎場		
改葬	理由	永代供養のため		
	場所	施設名	尼崎市弥生ヶ丘墓園	
		所在地	尼崎市弥生ヶ丘町2	
申請者の住所、氏名 死亡者との続柄及び 墓地使用者との関係	住所	尼崎市七松町1-3-1-502		
	氏名	尼崎 太郎		
	電話	06-4869-3017		
	死亡者との続柄	子		
	墓地使用者等との関係	本人		

令和7年4月1日

尼崎市長 松本 眞

この許可について不服があるときは、この許可証を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、尼崎市長に対して審査請求書を提出して審査請求をすることができます。ただし、この許可証を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この許可があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、当該審査請求をすることはできません。

また、この許可証を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、尼崎市を被告として(尼崎市長が被告の代表者となります。)、この許可の取消しを求める訴えを神戸地方裁判所に提起することもできます。なお、上記の審査請求をした場合には、この許可証を受け取った日の翌日から起算して6か月を経過したときでも、当該審査請求に係る判決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であれば、当該訴えを神戸地方裁判所に提起することができます。ただし、この許可証(当該審査請求をした場合は、その判決書)を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この許可があった日(当該審査請求をした場合は、その判決があった日)の翌日から起算して1年を経過したときは、当該訴えを提起することはできません。

# 使用許可証

第 R7-6789 号  
令和7年4月1日

指定管理者  
大林ファシリティーズ・五輪グループ共同企業体

尼崎市墓園の設置及び管理に関する条例第12条第3項の規定に基づき交付します。

許可 使用者	本籍	尼崎市七松町1-3-1-502
	住所	尼崎市七松町1-3-1-502
	氏名	尼崎 太郎
使用墓地区画	尼崎市弥生ヶ丘墓園 第15区第012-00号	
使用許可日	大正5年10月8日	
使用墓地面積	1.50 m <sup>2</sup>	
年間使用料	尼崎市墓園の設置及び管理に関する条例で定める額	
碑石等の 設置の基準	前面通路からの盛土の高さは	20 cmにすること。
	背割線と台石背部との距離は	15 cm以上にすること。
	墓碑の高さは前面通路面から	3 m以下にすること。
注意事項		
1 使用許可日から1年以内に、墓石等を設置し、焼骨又は遺品を埋蔵してください。		
2 次のいずれかに該当するときは、申請が必要です。 (1) 許可使用者以外が祖先の祭祀をつかさどるべき者となったとき (2) 使用許可証を紛失又は著しく損傷したとき		
3 次のいずれかに該当するときは、届出が必要です。 (1) 承継者の本籍、住所又は氏名に変更があったとき (2) 墓地に焼骨又は遺品を埋蔵するとき (3) 墓地から焼骨又は遺品を発掘するとき (4) 墓地において碑石等の建設、撤去その他の工事をしようとするとき (5) 墓地を使用する必要がなくなったとき		
4 次のいずれかに該当するときは、許可を取消す場合があります。 (1) 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき (2) 許可を受けた目的や条件に違反したとき (3) 年間使用料を通算して5年以上滞納したとき (4) 墓地を他の者に貸し、又は使用権を他の者に譲渡したとき		
5 次のいずれかに該当するときは、使用権が消滅する場合があります。 (1) 許可使用者が死亡した日から起算して5年を経過しても承継の申出がないとき (2) 許可使用者が住所不明となり10年を経過したとき		

## 教示

1 この処分について不服があるときは、行政不服審査法の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、尼崎市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この期間内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは審査請求をすることができません。

2 この処分については、行政事件訴訟法の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、尼崎市を被告として処分の取消訴訟を提起することができます。（被告の代表者は、尼崎市長です。）ただし、この期間内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは処分の取消訴訟を提起することができません。

また、上記1の審査請求をした場合、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、尼崎市を被告として処分の取消訴訟を提起することができます。（被告の代表者は、尼崎市長です。）ただし、この期間内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは処分の取消訴訟を提起することができません。

## 注意

この許可証は、承継の手続きなどで必要になりますので、大切に保管してください。

(様式2-2)

## 承継許可証

第 R7-6789 号  
令和7年4月1日

指定管理者  
大林ファシリティーズ・五輪グループ共同企業体

尼崎市墓園の設置及び管理に関する条例第18条第3項の規定に基づき交付します。

承継者	本籍	尼崎市七松町1-3-1-502
	住所	尼崎市七松町1-3-1-502
	氏名	尼崎 太郎
被承継者	本籍	兵庫県尼崎市東七松町1-23-1
	住所	兵庫県尼崎市東七松町1-23-1
	氏名	尼崎 花子
使用墓地区画	尼崎市弥生ヶ丘墓園 第15区第012-00号	
使用許可日	大正5年10月8日	
使用墓地面積	1.50 m <sup>2</sup>	
年間使用料	尼崎市墓園の設置及び管理に関する条例で定める額	
碑石等の設置の基準	前面通路面からの盛土の高さは	20 c mにすること。
	背割線と台石背部との距離は	15 c m以上にすること。
	墓碑の高さは前面通路面から	3 m以下にすること。
注意事項		
1 次のいずれかに該当するときは、届出が必要です。		
(1) 承継者の本籍、住所又は氏名に変更があったとき		
(2) 墓地に焼骨又は遺品を埋蔵するとき		
(3) 墓地から焼骨又は遺品を発掘するとき		
(4) 墓地において碑石等の建設、撤去その他の工事をしようとするとき		
(5) 墓地を使用する必要がなくなったとき		
2 次のいずれかに該当するときは、許可を取消す場合があります。		
(1) 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき		
(2) 許可を受けた目的や条件に違反したとき		
(3) 年間使用料を通算して5年分以上滞納したとき		
(4) 墓地を他の者に貸し、又は使用権を他の者に譲渡したとき		
3 次のいずれかに該当するときは、使用権が消滅する場合があります。		
(1) 承継者が死亡した日から起算して5年を経過しても承継の申出がないとき		
(2) 承継者が住所不明となり10年を経過したとき		

## 教示

1 この処分について不服があるときは、行政不服審査法の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、尼崎市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この期間内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは審査請求をすることができません。

2 この処分については、行政事件訴訟法の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、尼崎市を被告として処分の取消訴訟を提起することができます。（被告の代表者は、尼崎市長です。）ただし、この期間内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは処分の取消訴訟を提起することができません。

また、上記1の審査請求をした場合、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、尼崎市を被告として処分の取消訴訟を提起することができます。（被告の代表者は、尼崎市長です。）ただし、この期間内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは処分の取消訴訟を提起することができません。

## 注意

この許可書は、承継の手続きなどで必要になりますので、大切に保管してください。